長与町
避難行動要支援者避難支援プラン

（全体計画）

平成３０年　３月

（最終改訂　令和５年２月）

長与町

〔目　　次〕

長与町避難行動要支援者避難支援プラン【全体計画】

第１章　基本的な考え方 1

１．避難支援プラン作成の目的 1
２．避難支援プランの位置づけ 1
３．「自助」「共助」「公助」の役割 2
４．避難支援プランの範囲 3
５．災害発生時の特徴的なニーズ 4

第２章　避難行動要支援者への支援推進体制 5

１．避難支援のための体制整備 5
２．関係機関等の役割 6

第３章　平常時における避難行動要支援者の避難支援対策 9

１．要配慮者の把握 10
２．避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供 10
３．避難行動要支援者名簿の更新・管理 12
４．個別計画の作成 13
５．取組状況の確認、地域における避難支援体制の整備推進 15

第４章　災害時における避難行動要支援者の避難支援等 17

１．避難情報等の伝達 18
２．避難行動要支援者の避難支援 18
３．安否情報の収集 20
４．避難所における支援 21

【資料編】 25

１．要配慮者の避難行動時の特性と必要とされる支援 25
２．長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会規則 29
３．長与町避難行動要支援者名簿の作成等に関する規程 32
４．長与町災害対策本部組織 36
５．避難施設 43

第１章　基本的な考え方

１．避難支援プラン作成の目的

近年の全国的な傾向として、各地で多発する集中豪雨による風水害や地震といった自然災害の発生により、多くの尊い命が失われています。その中でも、自力で避難することが困難と考えられる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、観光客、外国人等の要配慮者が犠牲になる場合が多く、そのうち、自力避難が困難で特に支援を要する避難行動要支援者の支援体制づくりは重要課題となっています。

町では、こうした背景を踏まえ、避難行動要支援者に対する避難支援を適切かつ円滑に実施するために、「長与町避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」といいます。）を作成しました。

避難支援プランは、避難行動要支援者への避難支援の考え方や取組の進め方をとりまとめるとともに、地域における平常時からの避難行動要支援者の把握や支援の仕組みを構築することを目指したものです。これにより、災害時における避難支援体制の整備を行い、「自助」「共助」「公助」による避難支援体制の構築を行うものとします。

２．避難支援プランの位置づけ

避難支援プランは、避難行動要支援者名簿に関する、災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「長与町地域防災計画」の下位計画として避難支援に関する事項を具体化したものです。

なお、避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援に関する全体的な考え方を示す「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援方策を定めた「個別計画」で構成します。

【避難支援プランの位置づけ】

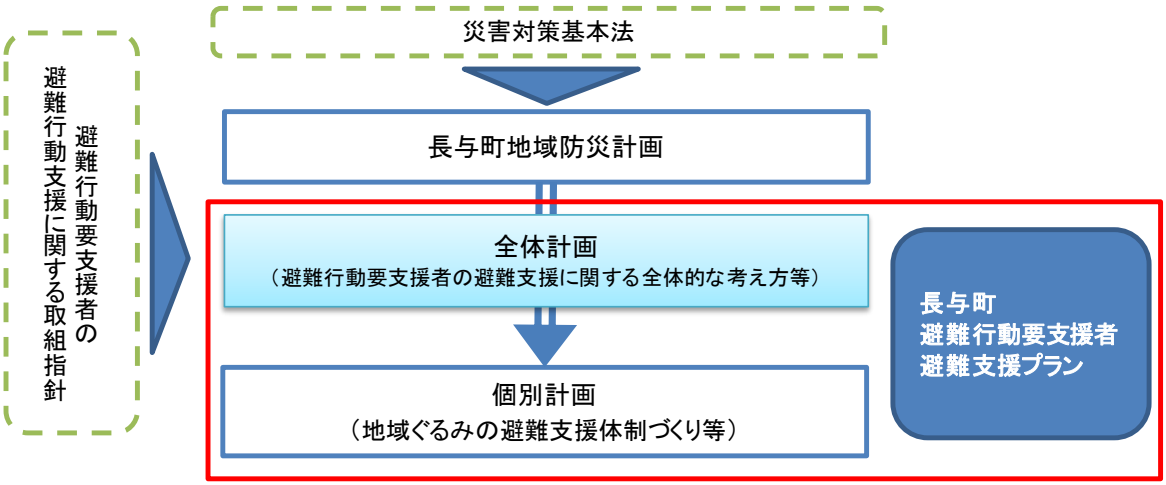

３．「自助」「共助」「公助」の役割

災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」それぞれが協力し、補完し合うことが大切であり、特に、避難行動要支援者の避難支援は、行政による「公助」はもちろん、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う地域（近隣）の「共助」こそが被害を小さくする大きな力であり、「自助」「共助」「公助」が力を合わせることによって、復旧・復興へと向かうことになります。

また、災害発生後、公的支援が届くまでには時間がかかり、過去の大きな災害では多くの人が家族や近隣の人といった「自助」や「共助」により救助されています。このため、避難行動要支援者やその家族、地域関係者、行政のそれぞれは、以下の役割を参考に避難支援体制の構築に向け取り組むものとします。

（１）自助

自分又は家族の身は自分で守る努力が第一です。家の中を安全に保つことや最低３日間の備蓄品の準備など、普段の生活においてできる防災対策が大切です。しかし、避難行動が一人では困難な場合は、自分の存在を地域関係者に知らせ（情報の開示）、避難支援を求めることが必要となります。

（２）共助

近隣住民が互いに助け合って避難支援を行うことや地域ぐるみで避難支援体制を作ることが求められています。自分たちの地域を守るのは、そこに住む住民に他ならなく、その意識をもってお互いに助け合うことが望まれます。

（３）公助

避難行動要支援者名簿の整備、災害情報の発信等を行います。また、地域での避難支援体制構築に向けた取組に協力します。

【「自助」「共助」「公助」の役割】

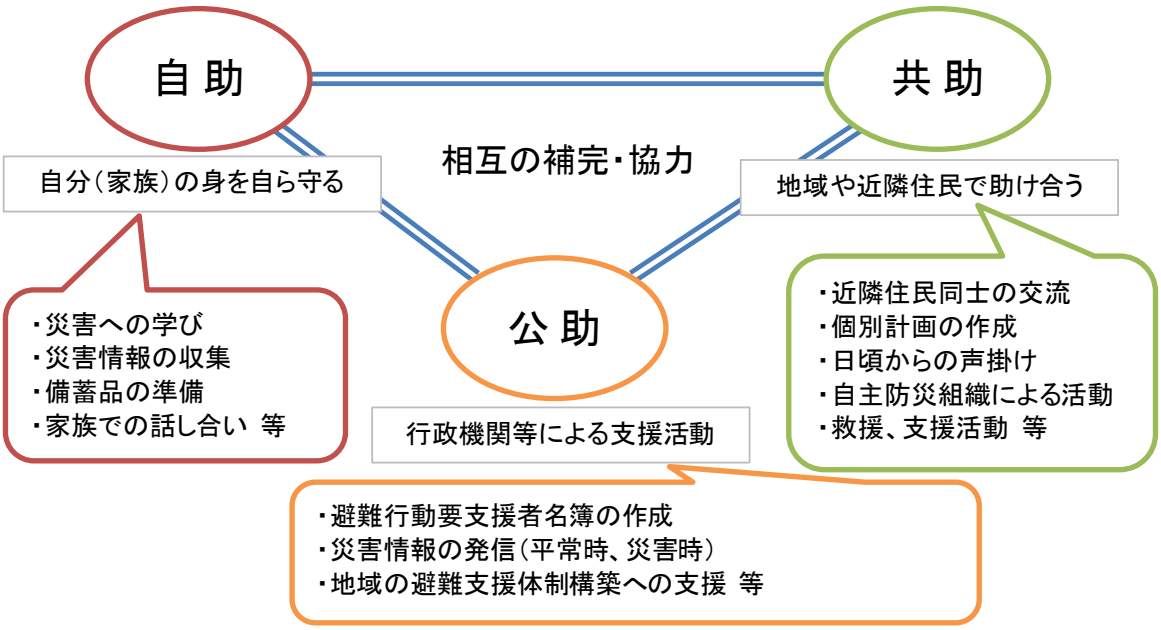

４．避難支援プランの範囲

（１）対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害（災害対策基本法で定義されている「災害」）を対象とし、対象地域は、町全域とします。

（２）避難行動要支援者の範囲

避難支援プランにおける“要配慮者”とは、災害対策基本法第８条第２項第15号に規定されるもので、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに特に配慮を要する人を意味します（高齢者、障害児・者、難病患者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人等）。

“避難行動要支援者”とは、本町に在宅で居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人です。

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、一人暮らしなどの理由で家族等による必要な支援を受けることが困難な人について、重点的・優先的に進めます。

なお、社会福祉施設等へ入所・医療機関等へ長期入院している人は原則として避難行動要支援者の対象としていません。

【避難行動要支援者の範囲】

① 要介護３・４・５の認定を受けている者
② 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の交付を受けている者
③ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者
④ 療育手帳Ａ１・Ａ２の交付を受けている者
⑤ 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
⑥ その他災害時において特に配慮が必要と認められる者

【避難支援プラン対象者の概念】

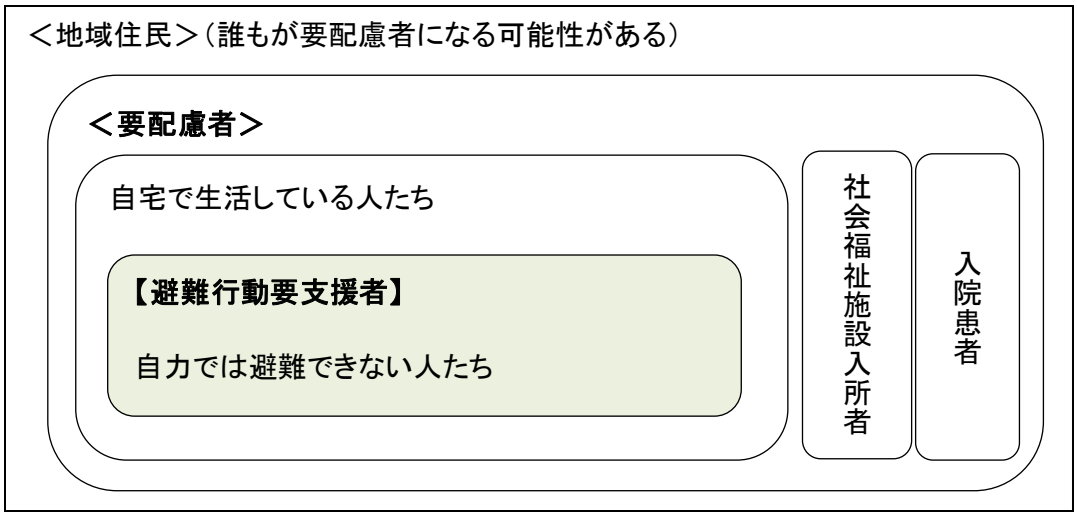

（３）避難支援等関係者の範囲

災害発生時に、適切かつ円滑に避難行動要支援者の避難支援が行えるよう、避難行動要支援者に関する情報の共有（町からの情報提供）、個別計画の作成、また、災害時における避難行動要支援者の避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための必要な措置（以下「避難支援等」といいます。）等に関わる関係者を「避難支援等関係者」といい、以下に掲げる団体及び個人とします。

【避難支援等関係者の範囲】

① 長与町内の各自治会
② 長与町内の各自主防災組織
③ 長与町民生委員児童委員
④ 長与町社会福祉協議会
⑤ 時津警察署
⑥ 長崎市北消防署浜田出張所
⑦ 長与町消防団

（４）個別計画とは

個別計画とは、避難行動要支援者に対して、「誰が、どのように情報伝達・避難支援を行うのか」「どこの避難所等へ避難するのか」等を、地域の協力により具体的に決めたものです。

町は、自治会、自主防災組織、長与町民生委員児童委員、長与町社会福祉協議会に“コーディネーター”としての協力を得て個別計画作成を推進します。

避難行動要支援者本人及びコーディネーターは、個別計画作成のための打ち合わせ等の調整を行い、関係者等と話し合って一人ひとりに合わせた個別計画を作成していきます。

５．災害発生時の特徴的なニーズ

要配慮者の避難行動時の特性は、個人差も大きく千差万別であり、避難の支援にあたっては、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが必要です。

また、災害発生時には、周囲にいる方の手助けが被害を最小限に抑えるために重要な役割を果たしますので、平常時から、一般の方々に要配慮者が持つ大まかな特性等について理解してもらうことは、要配慮者を災害から守るための大きな力になると考えられます。

このため、災害時における被害の軽減や地域における防災力の向上、さらには地域のノーマライゼーションの推進といった観点からも、要配慮者の避難行動時の特性等について普及啓発に努める必要があります。

第２章　避難行動要支援者への支援推進体制

１．避難支援のための体制整備

災害に対する取組は、「自らの身の安全は、自らが守る。」、「自らの地域は、自らで守る。」を基本として、地域で日頃からの防災対策や避難支援体制を話し合い、具体的な対策を協力して進めることが重要であり、こうした取組を通じて、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

また、避難行動要支援者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持っておく必要があります。

このため、町においては、次のような体制の整備を進めていきます。

【避難行動要支援者への支援推進体制】

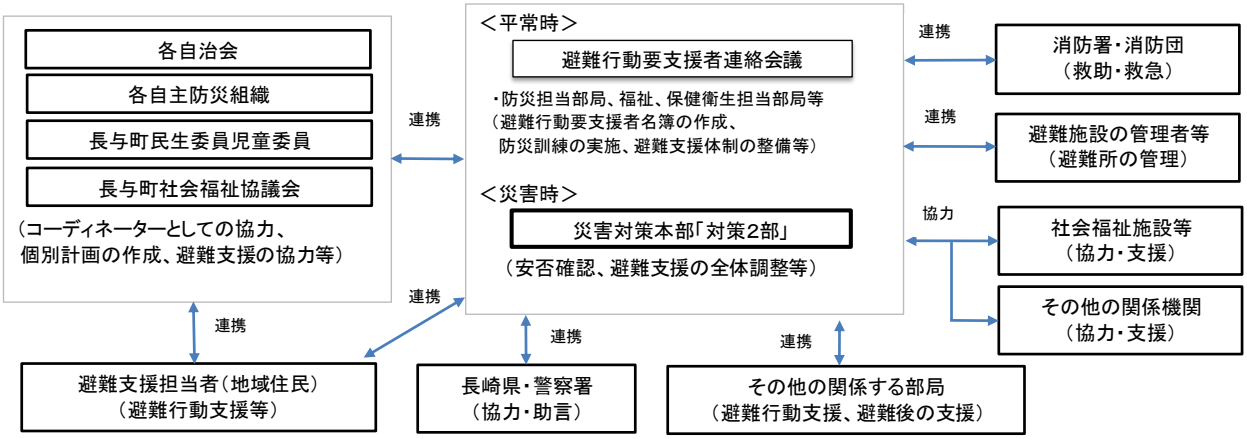

平常時	○避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、防災担当部局、福祉、保健衛生担当部局等で構成する「避難行動要支援者連絡会議」を設置する。 ○「避難行動要支援者連絡会議」は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。
災害時	○災害対策本部「対策２部」において、町全体として一貫した災害対策活動が実施できるよう調整を行う。 ○その他の関係する部局は「対策２部」と連携して避難行動支援、避難後の支援を実施する。

２．関係機関等の役割

（１）町の役割

ア　防災担当部局（地域安全課）

平常時	① 避難行動要支援者連絡会議の設置 ② 高齢者等避難等の情報伝達体制の整備 ③ 避難行動要支援者情報等の共有 ④ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施 ⑤ 福祉避難所の運営体制の確保 ⑥ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備え、避難支援方法等の普及啓発
災害時	① 高齢者等避難等の発令・伝達 ② 避難所の開設（指示） ③ 災害対策本部の設置（指示） ④ 安否情報の集約と避難支援に係る関係機関等との連絡調整 ⑤ 福祉避難所の開設（指示）

イ　福祉担当部局（福祉課、こども政策課、介護保険課）

平常時	① 避難行動支援者連絡会議への参画 ② 要配慮者の把握 ③ 避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の把握と情報提供同意の働きかけ ④ 避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者情報等の共有 ⑤ 個別計画作成についての広報、個別計画の作成支援・作成状況の確認 ⑥ 福祉避難所の指定 ⑦ 福祉避難所との連絡体制の構築 ⑧ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備え、避難支援方法等の普及啓発 ⑨ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施
災害時	① 避難行動要支援者の避難支援の全体調整 ② 避難行動要支援者の避難状況・安否確認状況の把握 ③ 関係機関と連携した避難行動要支援者への支援（各種相談や情報提供、ニーズへの対応等） ④ 福祉避難所との連絡調整　等

ウ　保健衛生担当部局（健康保険課）

平常時	① 避難行動支援者連絡会議への参画 ② 避難行動要支援者情報等の共有 ③ 医療機関、保健所等関係機関との連絡調整 ④ 要配慮者に配慮した医療器具、医薬品等の備蓄の推進
災害時	① 救護所の設置・運営 ② 避難行動要支援者の避難動向や医療の継続状況等の調査 ③ 医療機関、保健所等関係機関と連携した対策の実施 ④ 健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備　等

エ　その他の関係する部局、避難施設の管理者等

平常時	①　（必要に応じて）避難行動支援者連絡会議への参画 ② 避難施設等の人的・物的資源等の状況確認 ③ 訓練・研修への協力
災害時	① 避難行動要支援者名簿の引き継ぎ ② 関係機関と連携した避難行動要支援者への支援（各種相談や情報提供、ニーズへの対応等）　等 ③ 避難所運営上の調整　等

（２）消防署・消防団・警察署の役割

平常時	① 避難行動要支援者連絡会議への参画 ② 避難行動要支援者情報等の共有 ③ 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力 ④ 避難行動要支援者支援に関する訓練、研修への協力
災害時	① 高齢者等避難等の発令時における情報伝達 ② 救援・救助、搬送 ③ 安否確認　等

（３）自治会、自主防災組織、長与町民生委員児童委員、長与町社会福祉協議会の役割

平常時	① 避難行動要支援者連絡会議への参画 ② 避難行動要支援者の把握調査への協力 ③ 避難行動要支援者情報等の共有 ④ 町と連携した個別計画の作成 ⑤ 町と連携した個別計画の共有・管理、確認
災害時	① 避難行動要支援者及び避難支援担当者への避難情報等の伝達 ② 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力 ③ 町や地域組織への協力、要配慮者等からの相談対応　等

（４）避難支援担当者（地域住民）の役割

平常時	① 避難行動要支援者の日頃からの見守り活動　等
災害時	① 避難行動要支援者への情報伝達、避難行動支援　等

（５）社会福祉施設等の役割

平常時	① 避難行動要支援者の個別計画作成のための協力 ② 避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する町への情報提供 ③ 避難行動要支援者の避難支援への協力 ④ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
災害時	① 要配慮者の受入れ ② 町や地域組織への協力、要配慮者等からの相談対応　等

（６）その他の関係機関の役割

平常時	① それぞれの立場での被害抑制等の取組、協力体制の確保
災害時	① 町や地域組織と協力した支援活動　等

３．避難行動要支援者自身の安全確保対策

避難行動要支援者自身も自らの身を守るため、次のような安全確保対策の実施に努めるものとします。

【避難行動要支援者自身の備え】

実施項目	内容
① 隣近所や地域の支援者等との関係づくり	○避難支援担当者をはじめ、最寄りの民生委員児童委員や自治会長、自主防災組織の代表等が誰であるか把握しておきます。 ○また、自治会など、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。 ○町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。
② 必要な支援内容の伝達	○災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別計画の作成の際には、なるべく詳しく支援の必要な内容を自治会や自主防災組織、民生委員児童委員などの支援者に伝えるようにします。
③ 避難経路の確認	○自宅から避難施設等までの経路を家族や支援者などとともに、実際に歩いてみて、事前に確認します。
④ 非常持ち出し品等の準備	○災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。
④ 災害に備えた備蓄	○1 人１日３リットルを目安として、最低３日分、可能であれば１週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。 ○缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低 3 日分、可能であれば 1 週間分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。
⑤ 外出時の備え	○外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境がふだんと大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。 このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。
⑥ 住宅の安全対策	○地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。 ○家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。 ○家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置を考えます。また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

第３章　平常時における避難行動要支援者の避難支援対策

町は、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、作成した避難行動要支援者名簿のうち、事前の情報提供同意者について、避難支援等関係者への情報提供を行います。

コーディネーターを中心として、避難行動要支援者本人や関係者はその情報を用い、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援体制の整備を図ります。

【平常時における取組フロー】

1．要配慮者の把握

〇町や関係機関等が把握している高齢者や障害者等の情報を集約、整理する。

↓

2．避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供

〇把握した要配慮者情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。
〇平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、本人に同意の意思確認を行い、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

↓

3．名簿情報の管理・更新

〇避難支援に必要となる情報を適宜更新し、避難支援等関係者などと共有する。

↓

4．個別計画の作成

〇避難行動要支援者名簿情報に基づき、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者とコーディネーターを中心として、関係者、避難支援担当者等が打合せ、具体的な避難方法等を定めた個別計画を作成する。

↓

5．取組状況の確認、地域における避難支援体制の整備推進

〇個別計画の作成状況や整備状況を確認するとともに、地域に対して必要なフォローアップを行う。
〇また、避難支援訓練の実施等、地域における防災意識と災害への備えの普及啓発を行う。

１．要配慮者の把握

（１）町における情報の集約

町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するために、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体の状況等の自力避難が困難な要因について、町の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約します。

（２）県等からの情報の取得

町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、積極的に必要な情報の取得に努めます。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。

２．避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供

町は、把握している要配慮者に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成します。

（１）避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援、また、避難所での生活支援を的確に実施するため、日頃の支援活動を通じて避難支援等関係者が必要な情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

（２）避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者の対象者は、生活の基盤が長与町内の自宅にあり、以下に規定する人のうち、支援を必要とする人とします。また、下記の要件から漏れた人については、自ら災害時に支援を希望する場合、避難行動要支援者名簿に登録することができます。

【避難行動要支援者の範囲（再掲）】

① 要介護３・４・５の認定を受けている者
② 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の交付を受けている者
③ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者
④ 療育手帳Ａ１・Ａ２の交付を受けている者
⑤ 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
⑥ その他災害時において特に配慮が必要と認められる者

（３）避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者名簿は、以下の２種類とします。

【避難行動要支援者名簿の種類】

① 避難行動要支援者名簿【全体名簿】（以下「全体名簿」といいます。）
　・・・事前の情報提供の同意を得ていない対象者を含む避難行動要支援者全体の名簿
② 避難行動要支援者名簿【同意者名簿】（以下「同意者名簿」といいます。）
　・・・避難行動要支援者のうち、事前の情報提供の同意を得た対象者の名簿

（４）避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

（５）平常時からの名簿情報提供に関する同意確認及び避難支援等関係者への事前の情報提供

避難行動要支援者名簿の情報を平常時から避難支援等関係者に提供する場合は、本人の同意を得て行うものとします。

同意を得るにあたっては、「全体名簿」に登録されている人のうち、「同意等確認書（第１号様式）」により、避難支援等関係者に対する名簿の提供について同意を得た人を「同意者名簿」に登録し、避難等支援者には「同意者名簿」のみを事前提供します。

また、「全体名簿」に登録されている人のほか、自ら災害時に支援を希望する人が「同意等確認書」により名簿登録の届出をした場合、「全体名簿」と「同意者名簿」の両方に登録します。

なお、「同意等確認書」の記入は、避難行動要支援者本人が記入し、提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合には、代理申請できるものとします（代理申請できる人は、親族及びその他代理申請者として町長が認めた者とする。）。

【同意又は不同意の意思表示方法及び町の対応】

同意の場合（自ら災害時に支援を希望する人を含む。）	意思表示方法	○避難行動要支援者等は、事前の情報提供に同意する場合、「同意等確認書」に同意の意思、支援を必要とする事由等を記入し、町に提出します。
	町の対応	○提出された書類に基づき、「全体名簿」及び「同意者名簿」に登録します。 ○「同意者名簿」のみを避難支援等関係者に提供し、災害時の支援のほか、平常時の訓練や地域の見守り活動等にも使用します。
不同意の場合	意思表示方法	○避難行動要支援者は、事前の情報提供に不同意である場合、「同意等確認書」に不同意であることを示し、町に提出します。
	町の対応	○提出された書類に基づき、事前提供に不同意であったことを「全体名簿」に登録します。 ○平常時からの避難支援等関係者への情報提供は行いません。※

※ただし、災害発生時においては、生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第 49 条の 11 の規定に基づき、名簿情報の開示を行います。

（６）避難行動要支援者名簿の提供先

同意を得られた避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の事前の提供は、避難支援等関係者の範囲とし、自治会、自主防災組織、長与町民生委員児童委員に対しては、担当する区域に居住する避難行動要支援者のみ搭載された名簿とします。

なお、同意者名簿の避難支援等関係者への提供は、原則として手渡しで行うものとし、やむを得ず手渡しができない場合は、配達証明郵便など送達過程や受取者が記録され、これを確認できる方法によるものとします。

【避難支援等関係者の範囲（再掲）】

① 長与町内の各自治会
② 長与町内の各自主防災組織
③ 長与町民生委員児童委員
④ 長与町社会福祉協議会
⑤ 時津警察署
⑥ 長崎市北消防署浜田出張所
⑦ 長与町消防団

３．避難行動要支援者名簿の更新・管理

（１）町が行う管理・更新

ア　名簿の管理

避難行動要支援者名簿の原本は、町の担当課（福祉課）において、長与町個人情報保護条例及び長与町情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理します。

また、避難行動要支援者名簿に登録されている個人情報を保護するため、同意者名簿の事前提供を受ける避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、町において適切な措置を講じます。

【避難支援等関係者が名簿情報を適正に管理するための措置】

① 同意者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
② 同意者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、「長与町避難行動要支援者名簿の受領書兼個人情報の適正な管理に関しての確認書（第４号様式）」を町に提出すること。
③ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
④ 施錠可能な場所等への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること。
⑤ 受け取った名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
⑥ 同意者名簿の提出先が団体である場合には、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。
⑦ 名簿情報の更新や災害発生時に提供した名簿回収の際には、「長与町避難行動要支援者名簿返却届（第５号様式）」の提出と併せて、名簿（同意者名簿、全体名簿とも）を返却すること。

イ　名簿の更新等

名簿情報は、転出や死亡等により変更が生じるため、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保ちます。

また、避難行動要支援者本人等からの届け出（「長与町避難行動要支援者名簿情報変更届（第２号様式）」）により避難行動要支援者の居住地住所または連絡先に変更が生じたとき、登録の取下げ（「長与町避難行動要支援者名簿登録の取下届（第３号様式）」）を行うときには、名簿情報を更新し、避難支援等関係者と情報を共有します。

名簿の更新により、名簿管理者が新たな同意者名簿の配付を受けるときは、「長与町避難行動要支援者名簿返却届（第５号様式）」とともに、古い同意者名簿を、原則として手渡しで町へ返却するものとします。ただし、やむを得ず手渡しできない場合は、配達証明郵便など送達過程や受取者が記録され、これを確認できる方法によるものとします。

ウ　名簿のバックアップ

災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくことを検討します。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとします。

（２）避難支援等関係者が行う管理・更新

避難支援等関係者は、町から提供された同意者名簿について、町の規定に基づき、厳重に管理します。また、更新が必要な情報を把握した場合は、町に連絡します。

なお、同意者名簿情報に基づいて個別計画の作成を行っている場合は、個別計画の更新について町に連絡します。

４．個別計画の作成

（１）個別計画作成の目的

災害発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。このため、避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が支援し」「どこの避難所等へ」「どんな方法で避難させるか」をあらかじめ検討して定め、いざというときのための事前準備をしておくものです。

（２）個別計画の作成方法

個別計画の作成方法としては、同意者名簿情報の内容に基づき、コーディネーターが中心となって、避難行動要支援者本人や関係者等において、「避難支援・情報伝達等を行う者」「避難経路の確定」等を検討し、設定します。

また、町は、個別計画の作成のための必要な支援等を行います。

（３）個別計画の内容

個別計画には、同意者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載します。

ア　避難支援担当者

避難支援担当者は、避難行動要支援者本人の意思を考慮しながら、できるだけ身近な人の中から複数人選定するものとし、長期にわたり避難支援担当者を引き受けられる人とします。

なお、家族等の支援が得られる人については、家族等が避難支援担当者となることも可能ですが、日中や夜間における避難支援を想定し、避難支援担当者は複数人選定してください。

また、選定された避難支援担当者は、避難行動要配慮者との信頼関係の醸成に努めるものとします。

イ　避難支援を行うにあたっての留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要、聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記します。

ウ　避難場所、避難所、避難路

災害時の危険箇所等を考慮した上で避難場所、避難所を選定します。

また、避難路の選定にあたっては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した、災害時にも機能する避難路を優先的に複数選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

なお、避難路を整備する必要がある場合には、必要に応じて町と協議を行い、避難路の整備を図るものとします。

エ　情報伝達、連絡先

誰からどのような手段で情報が伝えられるか、本人が不在で連絡が取れない時の対応等、情報伝達経路や伝達手段等を明記します。

（４）個別計画の共有、管理

ア　個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、避難行動要支援者本人又はその家族が保管し、副本は、各地域における取組状況に応じ、当該避難行動要支援者の避難支援担当者、コーディネーター、町担当課（福祉課）との間で情報を共有するものとします。

また、個別計画の内容に変更がある場合、避難行動要支援者本人又はその家族と、当該避難行動要支援者の避難支援担当者間で協議し、正しい情報に更新するとともに、関係者間で情報を共有するものとします。

イ　個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならないものとします。

また、個別計画を保管する者は、保管にあたり、第三者が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠可能な場所等に保管するなど、情報管理に十分配慮するものとします。

（５）個別計画の確認

避難行動要支援者及び避難支援担当者は、災害発生時において、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認します。

５．取組状況の確認、地域における避難支援体制の整備推進

（１）取組状況の確認

町は、避難支援等関係者へ同意者名簿を提供したあと、年に１度コーディネーターに対して避難支援体制の確認を行います。

確認内容としては、①避難行動要支援者の状況、②避難支援担当者、③避難経路等、④避難所での対応等の個別計画に関する変更について確認するとともに、日頃の声掛け等の状況について確認します。

町は、各確認項目に対して課題がある場合は、その課題が解決できるようにフォローアップを行うものとします。

（２）避難支援のための協定締結の推進

ア　福祉避難所の確保

町は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ施設内における要配慮者の安全性と安心が確保されている町内の社会福祉施設等との協定締結を推進し、福祉避難所の確保を図ります。

イ　移送手段の確保

町は、被災した要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者との協定締結を推進し、移送手段の確保を図ります。

（３）防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、考え得る様々な災害や被害を想定し、町や地域等で実施する各種の防災訓練において、長与町民生委員児童委員や消防団、自主防災組織、福祉事業者、ボランティアなど様々な分野の関係機関の参加を得ながら、避難行動要支援者への確実な情報伝達や避難支援活動に関する訓練等、避難行動要支援者に対する避難支援の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練・講習会等を実施するよう努めます。

【避難行動要支援者情報の共有フロー】

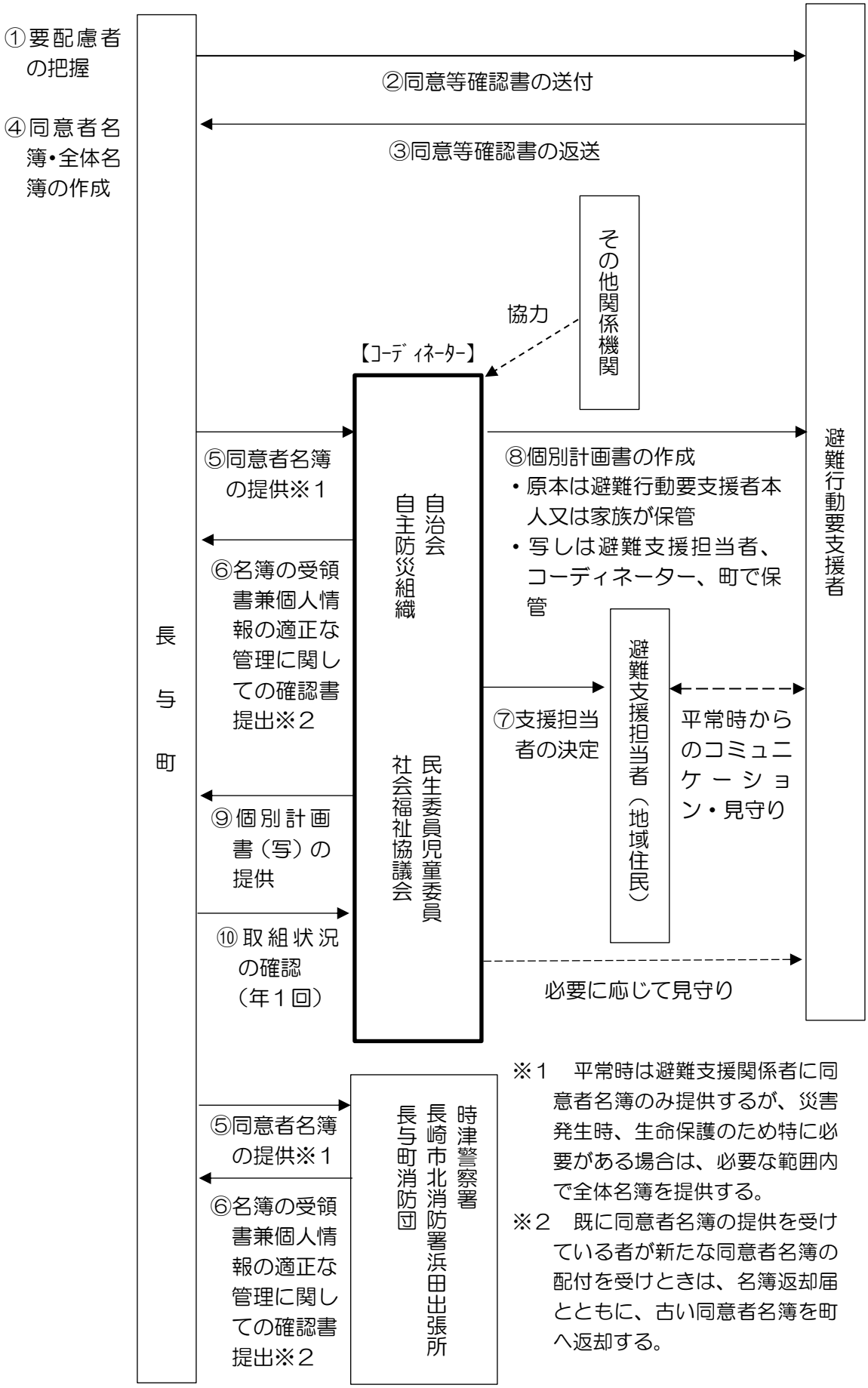

※1　平常時は避難支援関係者に同意者名簿のみ提供するが、災害発生時、生命保護のため特に必要がある場合は、必要な範囲内で全体名簿を提供する。

※2　既に同意者名簿の提供を受けている者が新たな同意者名簿の配付を受けときは、名簿返却届とともに、古い同意者名簿を町へ返却する。

第４章　災害時における避難行動要支援者の避難支援等

町は、災害等の発生又は発生の可能性が高まった場合、迅速かつ安全に避難行動要支援者の避難支援及び避難誘導を促すために、避難情報を発令します。

その後、避難支援担当者、避難支援等関係者、関係機関と連携して避難行動要支援者の避難支援・避難誘導を行い、避難所において適宜必要な支援を行います。

【災害時における対応フロー】

1. 避難情報等の伝達

○「長与町地域防災計画」に基づき、避難情報等を伝達し、避難支援等に向け、関係機関はもとより、広く住民に周知する。

↓

2. 避難行動要支援者の避難支援

○「避難行動支援者連絡会議」を構成する部局を中心に、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整える。
○避難が必要な段階においては、災害対策本部を設置し、「対策2部」を中心に、避難支援等関係者と連携しつつ、避難支援の要請等に対応するほか、消防等による救出・救助を行う。
○避難支援担当者は、必要な情報を避難行動要支援者に伝達するとともに、指定避難所又は指定緊急避難場所（地震災害時）への避難支援を行う。

↓

3. 安否情報の収集

○災害対策本部「対策2部」に安否情報収集窓口を設け、一元的に避難行動要支援者の安否情報を収集する。
○避難支援担当者は、必要な情報を、避難所又は災害対策本部に報告する。

↓

4. 避難所における支援

○避難後の避難行動要支援者の支援を行うため、避難行動要支援者及び名簿情報の引き継ぎを行う。
○避難行動要支援者のみならず、要配慮者全体を考慮した支援体制を構築し、必要な生活支援を行う。

１．避難情報等の伝達

（１）要配慮者への情報伝達

町は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり避難を要する場合には、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「長与町地域防災計画」に基づき、避難情報等を伝達し、避難支援等に向け、関係機関はもとより、広く住民に周知します。この際、自ら情報を入手することや理解することが困難な要配慮者に対して、あらゆる伝達手段・方法により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することがあります。

（２）避難支援担当者への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援担当者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達します。

（３）避難支援等関係者や社会福祉施設等への情報伝達

町は、避難支援等関係者や社会福祉施設等の関係機関が要配慮者の支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供し、要配慮者支援体制の確保に努めます。

【町から出される避難情報】

危険度：小 → 大

種　類	求められる行動
①高齢者等避難	・要支援者等、避難に時間を要する方は、危険な場所から避難する。 ・上記以外の方は、避難時の持ち出し品を準備し、自主避難を検討する。
②避難指示	・災害の危険性が高くなっている状況。 ・危険な場所から全員避難する。
③緊急安全確保	・災害が切迫または現に発生している状況。 ・直ちに自らの命を守る最善の行動をとる。

※避難するとかえって危険を伴う場合は、自宅や近隣の安全な場所に避難する。

２．避難行動要支援者の避難支援

（１）避難支援の実施体制

ア　町における避難支援体制

町は、気象情報等に基づき、「避難行動支援者連絡会議」を構成する部局を中心に、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えます。

また、高齢者等避難の発令時など、避難が必要な段階においては、避難支援担当者が避難支援を行えないなど、避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合に備え、災害対策本部「対策２部」が中心となって、避難支援等関係者と連携しつつ避難支援要請等に対応するほか、消防等による救出・救助を行います。

イ　地域における避難支援体制

避難支援担当者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施します。

何らかの理由により避難支援が実施できないときは、災害対策本部へ連絡し、救出・救助や応援要請を求めます。

ウ　社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、高齢者等避難の発令等の際は、迅速かつ確実な避難支援を行うものとします。

（２）避難支援の実施

ア　風水害等

避難支援担当者は、自身や家族等の安全を確保した上で、個別計画に基づき、指定避難所への避難支援を行います。また、避難所が開設された場合、避難所への移送が必要な避難行動要支援者については、地域の避難支援体制により移送を行うか、場合によっては町に移送を依頼します。

イ　大規模地震等

風水害等と同様に、避難支援担当者は、自身や家族等の安全を確保した上で、個別計画に基づき、指定避難所への避難支援を行います。

ただし、地震発生直後で避難所が開設されていない場合や大規模火災等で緊急避難が必要な場合は、公園等の指定緊急避難場所に一時避難を行います。また、避難所が開設された場合、避難所への移送が必要な避難行動要支援者については、地域の避難支援体制により移送を行うか、場合によっては町に移送を依頼します。

（３）避難行動要支援者名簿の平常時からの提供への不同意者に対する避難支援

ア　不同意者を含む避難行動要支援者名簿（全体名簿）の提供

避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供への不同意者は、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供がされておらず、個別計画も作成されていないものと考えられますが、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではありません。

そのため、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、災害対策本部において、同意のない避難行動要支援者名簿（全体名簿）を提供することが適切かを判断し、提供するものとします。

イ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿（全体名簿）の提供先

災害発生時又は発生するおそれがある場合の名簿情報の提供先については、あらかじめ地域防災計画に定めた避難支援等関係者のみならず、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等への協力が期待できる企業や団体等に提供することができます。

例としては、被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、障害者団体

等があげられます。

ウ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿（全体名簿）の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に全体名簿を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられます。

そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、平常時に町が講ずる措置と同様に、名簿の提供時には、「長与町避難行動要支援者名簿の受領書兼個人情報の適正な管理に関しての確認書（第４号様式）」の提出を求めるとともに、災害対応完了後は、「長与町避難行動要支援者名簿返却届（第５号様式）」と併せて、名簿の返却を徹底します。

（４）避難支援者の安全確保

ア　避難支援者の対応原則

避難情報の伝達後、災害の状況に応じて避難支援等関係者及び避難支援担当者（以下、本項において「避難支援者」といいます。）は避難行動要支援者の避難支援を行います。ただし、避難支援者であっても、被災者となり得る可能性があるため、まずは本人自身とその家族の安全確保が優先され、その上で支援を行うことを、あらかじめ避難行動要支援者と話し合って、相互に認識する必要があります。

また、避難支援者の責任については、前述のとおり本人自身とその家族の安全確保が最優先であるため、たとえ助けることができなかったとしても、そのことについて責任や義務を負うものではありません。

なお、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより被った被害については損害補償の対象となります。ただし、地震・噴火・津波災害時の避難支援従事により被った被害は損害補償の対象外となります。また、避難行動要支援者の移送に自家用車を使用して被った被害は避難支援者自身が加入している自動車保険での対応となります。

イ　避難支援者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援者の安全確保の措置を決めておくものとします。なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておきます。

また、避難支援者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援者を含めた地域住民全体で話し合って、ルール（計画）を作り、周知する必要があります。

３．安否情報の収集

（１）安否情報の収集体制

安否情報の収集については、原則として避難所において実施するものとしますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、町は、災害対策本部「対策２部」に安否情報収集窓口を設け、一元的に避難行動要支援者の安否情報を収集する体制を整えます。

（２）支援結果の共有

避難支援担当者は、避難行動要支援者の支援結果（避難の有無・不在、避難先へ移送した情報、避難行動要支援者の親戚宅等へ避難した情報等）について、指定避難所又は災害対策本部「対策２部」と情報共有できる体制を整えます。

４．避難所における支援

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要があります。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行います。

なお、避難所等における支援体制については、避難行動要支援者のみならず、要配慮者全体を考慮した支援体制を構築する必要があります。

（１）避難行動要支援者及び名簿情報の引き継ぎ

避難先において避難行動要支援者の支援を適切に行うため、避難所等において、避難行動要支援者及び名簿情報を避難支援担当者から避難所等の責任者に引き継ぎます。この際、名簿情報を避難所生活への支援に活用できるようにしておく必要があります。

① 避難支援担当者 個別計画を基に、避難行動要支援者を避難所へ誘導 ② 避難所 避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者をチェックし、災害対策本部「対策２部」に連絡 ③ 災害対策本部「対策２部」 避難行動要支援者名簿と個別計画を基に、必要な支援を指示

（２）避難所における支援体制

町は、自治会、自主防災組織や福祉関係者等の協力により避難所において必要となる要配慮者支援を実施します。

また、要配慮者のニーズを把握するため、災害対策本部「対策２部」が中心となり、長与町民生委員児童委員、長与町社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉関係者、外国人支援団体、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者用相談窓口を設けるものとします。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行うものとします。

（３）避難所の環境整備

避難所の責任者等は、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペース、支援物資等の割り当てを行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、避難所の環境整備を行います。

また、バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障害者用トイレ等を速やかに仮設するよう努めます。

なお、大規模な災害が発生した場合には、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、地域防災計画で指定する避難所については、要配慮者の利用に配慮し、あらかじめバリアフリー化や身体障害者用トイレへの改良・新設など、施設の整備改善に努めるものとします。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所におけるマスク着用、消毒液の設

置などの衛生対策や、避難者間の社会的距離を保つ対策を行うよう努めます。

（４）避難生活への配慮

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者、子ども等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組が重要となるため、町は必要に応じて、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の関係職員による相談等の必要な生活支援を実施するとともに、要配慮者の状況に応じた食料や生活物資等の確保及び配付、要配慮者のための福祉避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとします。

今般のコロナ禍の状況で避難所開設時にパーテーションなどの設置の配慮を行うことで、社会的距離を保つことが可能となるとともに、プライベートスペースの確保を行うことで、避難所生活が長期化した際に避難者の心理的・身体的な負担の軽減が図れるよう努めるものとします。

また、要配慮者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

なお、被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。このため、こうした避難生活を送る要配慮者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行うとともに、必要な対策や支援を行います。

（５）福祉避難所の設置

ア　福祉避難所の設置・運営

町は、災害の状況に応じて福祉避難所を設置します。

福祉避難所においては、要配慮者の相談等にあたる職員等を派遣して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況やニーズを把握し、関係団体等と連携して、必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。

また、福祉避難所への避難行動要支援者の移送については、災害対策本部と連絡調整を行い、決定します。

イ　福祉避難所の入所対象者

福祉避難所の入所対象者は、要配慮者のうち、一般の指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人とします。

なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとします。

他の避難所と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、各種の感染症対策を講じます。

（６）施設等に入所中の要配慮者への対応

地域の中には、施設・病院等に入所・入院中の要配慮者が存在します。避難行動要支援者名簿の対象者は在宅の人となるので、入所・入院中の人については基本的に施設・病院等で対処してもらうことになります。しかし、大災害等でその施設・病院等が被災してしまった場合は、福祉避難所や他の病院へ一時的に移動してもらうなど、町が該当施設の職員と連絡調整して移送先の調整を行うものとします。

【避難誘導フロー図（風水害等）】

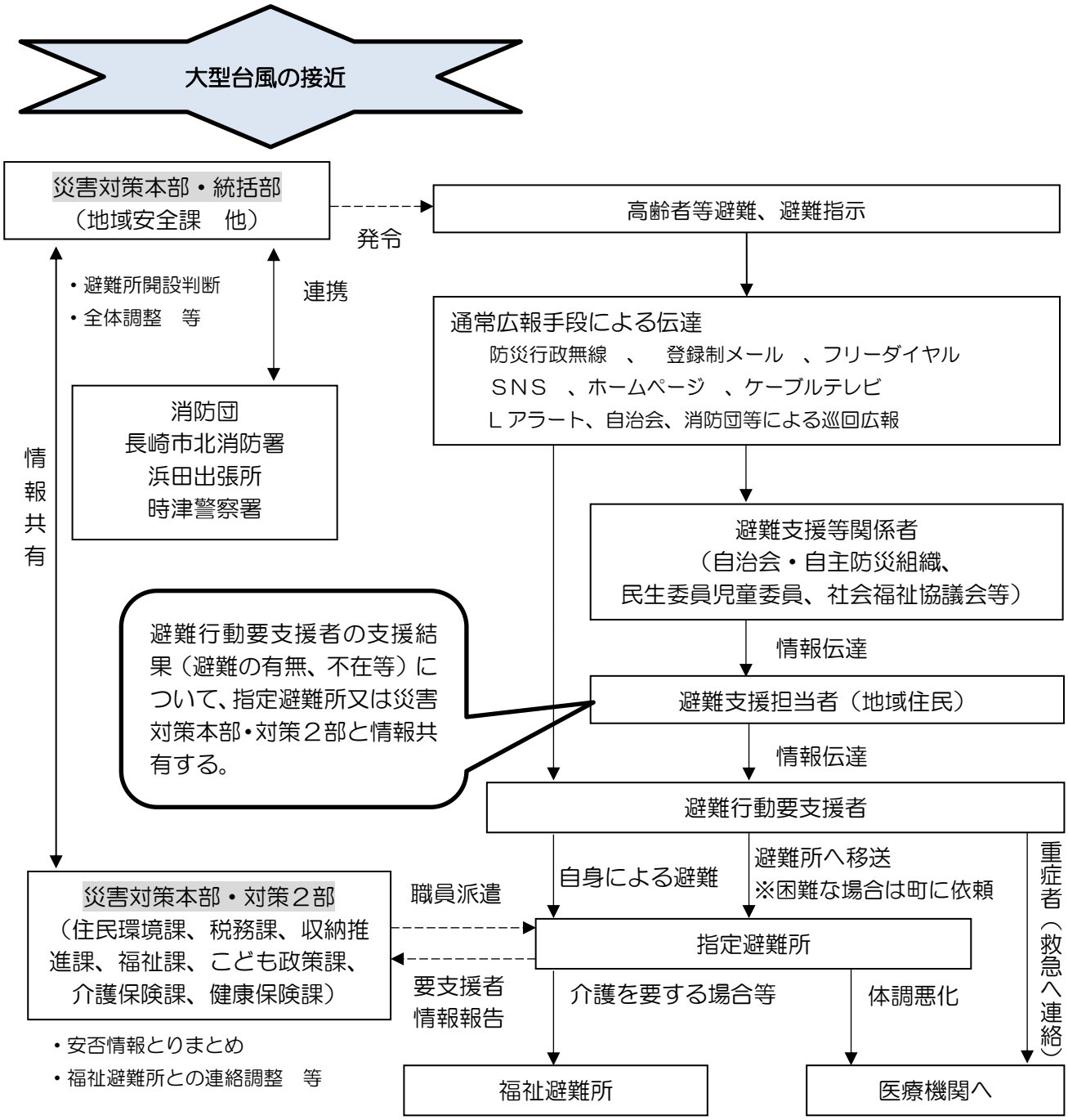

【避難誘導フロー図（大規模地震等）】

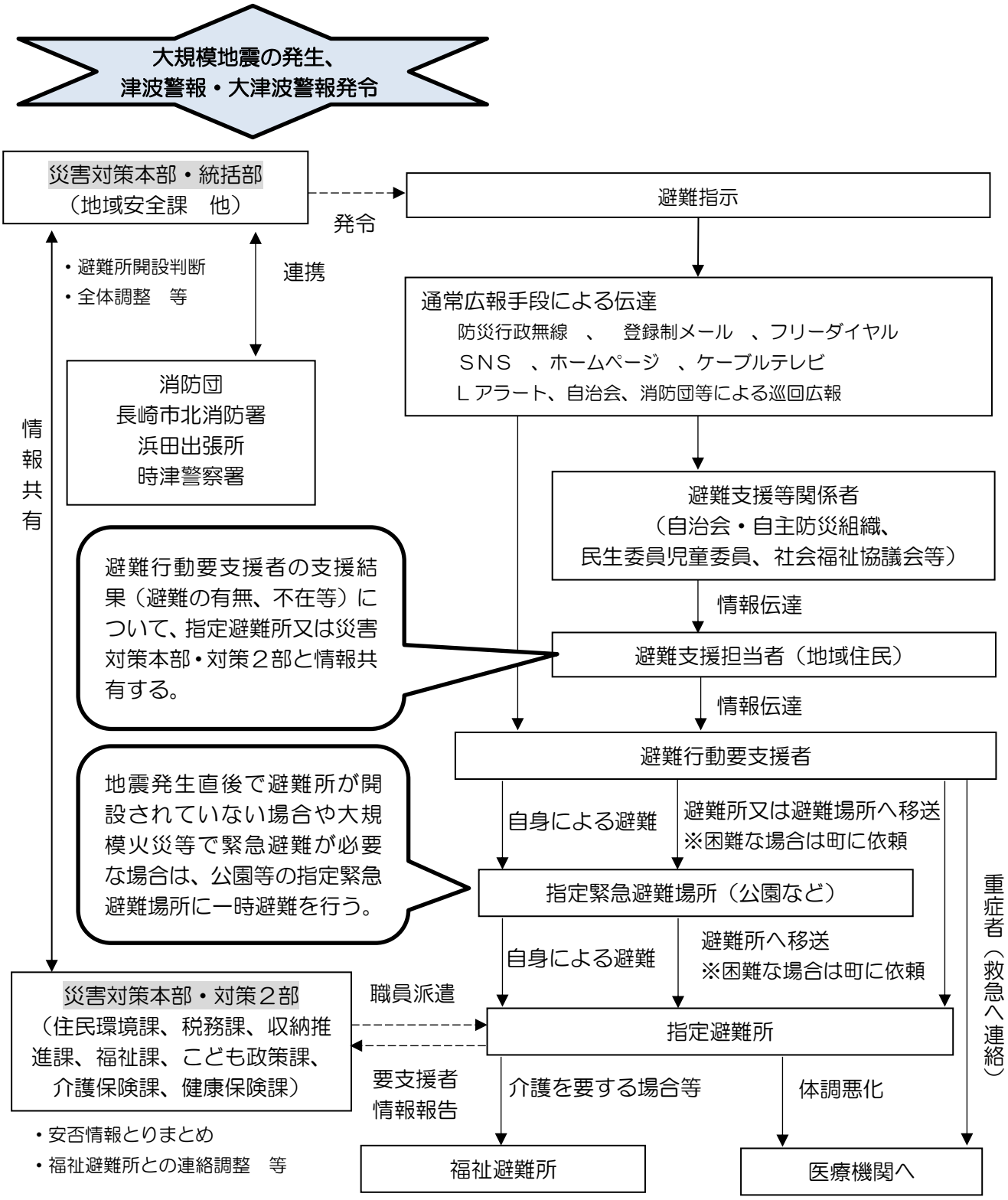

【資料編】

１．要配慮者の避難行動時の特性と必要とされる支援

（１）高齢者

区分	避難行動等の特性	配慮を要する主な事項
一人暮らし高齢者	○体力が衰え行動機能が低下している（緊急事態の察知が遅れる場合がある。）が、自力で行動できる。	○迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。 ○安否確認や状況把握が必要。
寝たきり等高齢者	○自力で行動することができない。 ○自分の状況を伝えることが困難。	○避難する場合は、車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 ○安否確認や状況把握が必要。 ○トイレの確保（車いす用、ポータブル等）が必要。 ○医療機関との連携が必要。
認知症高齢者	○自分で判断し、行動することができない。 ○自分の状況を伝えることが困難。	○避難誘導をしてくれる人が必要。 ○安否確認や状況把握が必要。 ○医療機関との連携が必要。

（２）身体障害者

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
視覚障害者	○被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。） ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	○町からの情報、その他生活に関する情報等が来た時には必ず知らせ、必要に応じて読み上げる。（音声による情報伝達及び状況説明が必要。） ○安否確認、避難所への歩行支援が必要。 ○避難所内の配置等（トイレ、電話等の場所等）の確認・誘導案内等が必要。
聴覚障害者	○音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ○緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ○外見からは、障害のあることが分からない。	○正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振り等目に見える方法で情報を伝える。（視覚による認識手段が必要。） ○避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板等で呼びかける。また、ＦＡＸの配置や常時筆記用具を確保する。 ○文字が読めない人に対しては個別に情報を伝える。

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
肢体不自由者	○自分の身体の安全を守ることが困難。 ○自分で避難することが困難。	○家具の転倒防止等住まいの安全を確認する。 ○避難する場合は、車いす、ストレッチャー等の移動用具と移動通路の確保及び援助者が必要。 ○車いす用のトイレの確保が必要。
言語障害者	○緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ○外見からは、障害のあることが分からない。	○ＦＡＸの配置や常時筆記用具を確保する。 ○災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。 ○自分の居場所を知らせるための緊急ホイッスルの携帯を呼びかけておく。
内部障害者	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは、障害があることが分からない。 ○心臓、腎臓、呼吸器等に機能障害があり、人工透析析等医療的援助が必要な場合がある。 ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベ等）を必要とする人がいる。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 ○人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ○人工透析患者は、１日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されている。	○医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要。（医療機関等の支援。） ○移動にあたっては、車いす、ストレッチャー用の移動用具や援助者が必要。 ○避難所では、ケアのできるスペース確保が必要。 ○食事制限の必要な人の確認も必要。 ○薬やケア用品の確保が必要。 ○人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障害者トイレの確保が必要。 ○治療器具等のための電気の確保が必要。

（３）知的障害者

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
知的障害者	○急激な環境変化に順応しにくい。 ○一人では、理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	○一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○精神的に不安定にならないような対応が必要。 ○常に話しかける等、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要。 ○言葉の意味がわからない場合があるため支援者の意図が伝わらないことがあるので、内容を確認しながら確実に伝える。

（４）精神障害者

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
精神障害者	○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○多くは、自分で判断し、行動することができる。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。	○気持ちを落ち着かせることが必要。 ○服薬を継続するため、本人及び援助者は、薬の名前や量を知っていることが必要。 ○医療機関との連絡体制の確保が必要。（医療機関の支援。）

（５）自閉症者

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
自閉症者	○他人とのコミュニケーションや予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが困難な場合がある。 ○避難所など、人が多く慣れない場所での生活は、極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。 ○急激な環境変化に順応できない。	○一人でいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要。 ○できるだけ、自閉症の特性を理解した者が対応することが必要。 ○避難所にはできる限り、自閉症者に配慮したスペースの確保が必要。

（６）難病患者

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
難病患者	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは、障害があることが分からない。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○人工呼吸器の使用等の医療的援助が必要な場合がある。	○医療機関との連携体制、移送手段の確保。（医療機関等の支援。） ○移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 ○避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要。 ○医療器具等のため電気の確保が必要。 ○薬やケア用品の確保が必要。 ○食事制限の必要な人の確認が必要。

（７）乳幼児

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
乳幼児 児童	○自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者等の支援が必要となっている。	○保護者等の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要。 ○被災により、保護者等が養育することが困難な場合への対応が必要。

（８）妊産婦

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
妊産婦	○行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ○素早い避難行動は困難。 ○避難中に陣痛が始まる可能性がある。	○避難誘導に介助が必要な場合がある。 ○避難所等における配慮（防音、防寒や衛生面）が必要。 ○医療機関との連絡体制の確保が必要。

（９）外国人

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
外国人	○日本語の情報が十分理解できない。	○通訳等の支援が必要。 ○避難所等における配慮（外国語表示、生活習慣面で配慮）が必要。

（注１）これらは、一般的な特性等を示したものであり、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってくることに留意する必要があります。

（注２）要配慮者がすべて避難行動要支援者に該当するわけではなく、避難支援の必要性等によって避難行動要支援者になります。

（10）要配慮者の特性を踏まえた情報機器等の活用

要配慮者の特性を踏まえつつ、要配慮者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めるとともに、多様な情報入手手段の周知に努める必要があります。

【要配慮者の特性を踏まえた情報機器等の活用例】

○聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ（文字）（地上デジタル放送を含む。）、聴覚障害者用情報受信装置

○視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、ラジオ、テレビ（音声）

○肢体不自由：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

○そ　の　他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声や２か国語放送など２以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）、手話放送、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等インターネットを通じた情報提供

２．長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和３８年条例第１４号）第２条の規定に基づき、長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は、風水害等の自然災害から避難行動要支援者の生命等を守り、被害を最小限にとどめるよう避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な避難支援活動が実施できるようにすることを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　避難行動要支援者　災害対策基本法（以下「法」という）第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者をいう。

⑵　避難支援対策　法第４９条の１０第１項に規定する避難支援等及び日常見守り活動をいう。

⑶　避難行動要支援者名簿　全体名簿及び同意者名簿をいう。

⑷　全体名簿　平常時における避難支援関係者に対する名簿情報の提供に同意を得ていない対象者を含む避難行動要支援者全体の名簿をいう。

⑸　同意者名簿　全体名簿のうち、平常時における避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に同意した者に係る情報のみを記載した名簿をいう。

⑹　全体計画　避難行動要支援者の避難支援に関する全体的な指針を定めたものをいう。

⑺　個別計画　同意者名簿に基づき、各避難行動要支援者の避難支援方法等を定めたものをいう。

（協議事項）

第４条　協議会は、次の事項について協議する。

⑴　地域防災計画で定めるべき事項及び全体計画の策定に関すること。

⑵　避難行動要支援者名簿の作成及び更新に関すること。

⑶　避難行動要支援者名簿に関する情報の利用及び提供に関すること。

⑷　避難行動要支援者の個別計画の作成に関すること。

⑸　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に関すること。

⑹　避難行動要支援者に関する普及・啓発に関すること。

⑺　その他避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。

（構成）

第５条　協議会の委員の数は、２０人以内とする。

２　協議会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は、妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第７条　協議会に委員長を置く。

２　委員長は、副町長をもって充てる。

３　委員長に事故があるときは、防災担当部長がその職務を代理する。

（会議）

第８条　会議は、年１回その他必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

（会議への出席要請）

第９条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第１０条　協議会に、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）

第１１条　協議会の庶務は、防災担当課において処理する。

（補則）

第１２条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	構成員
福祉関係団体	長与町社会福祉協議会事務局長 長与町民生委員児童委員協議会会長 長与町身体障害者福祉協会会長 長与町老人クラブ連合会会長
防災関係団体	長与町自主防災組織連絡協議会会長 長与町消防団長
自治会・町内会関係団体	長与町自治会長会会長
公共機関	時津警察署長 長崎市北消防署浜田出張所長 長崎県西彼保健所長
長与町	副町長 総務部長 住民福祉部長 健康保険部長 地域安全課長 福祉課長 こども政策課長 介護保険課長 健康保険課長
その他	町長が必要と認める者

３．長与町避難行動要支援者名簿の作成等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 10 の規定に基づく避難行動要支援者名簿の作成並びに法第 49 条の 11 の規定に基づく名簿情報の利用及び提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（名簿作成等の目的）

第２条　避難行動要支援者名簿は、次に掲げる目的のために作成する。

⑴　災害時において、避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び避難所での生活支援を的確に実施するため。

⑵　平常時において、避難支援等関係者が必要な情報を把握し、個別計画の策定その他の支援体制の整備を図るため。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の当該各号に定めるところによる。

⑴　避難行動要支援者　法第 49 条の 10 第１項に規定する避難行動要支援者をいう。

⑵　避難支援等　法第 49 条の 10 第１項に規定する避難支援等及び日常見守り活動をいう。

⑶　避難行動要支援者名簿　全体名簿及び同意者名簿をいう。

⑷　全体名簿　平常時における避難支援関係者に対する名簿情報の提供に同意を得ていない対象者を含む避難行動要支援者全体の名簿をいう。

⑸　同意者名簿　全体名簿のうち、平常時における避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に同意した者に係る情報のみを記載した名簿をいう。

⑹　個別計画　同意者名簿に基づき、各避難行動要支援者の避難支援方法等を定めたものをいう。

⑺　避難支援等関係者　避難行動要支援者の避難支援等を行う者で、次に掲げるものをいう。

ア　長与町内の各自治会

イ　長与町内の各自主防災組織

ウ　長与町民生委員児童委員

エ　長与町社会福祉協議会

オ　時津警察署

カ　長崎市北消防署浜田出張所

キ　長与町消防団

（登録対象者）

第４条　避難行動要支援者名簿への登録の対象となる者は、町内に在住する避難行動要支援者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

⑴　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 27 条第７項の規定により要介護の認定を受け、その要介護状態の区分が３、４又は５である者

⑵　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その総合等級が１級又は２級の交付を受けている者

⑶　精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が１級に該当する者

⑷　療育手帳制度要綱（昭和 48 年９月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「Ａ１」又は「Ａ２」である者

⑸　長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和 49 年条例第 30 号）に基づく医療費の助成その他の町の障害福祉サービスを受けている難病患者

⑹　前各号に掲げる者のほか、災害時において特に配慮を必要とすると認められる者

（全体名簿の作成）

第５条　町長は、本町が保有する介護保険システムデータ、障害者支援サービス提供システムデータ、住民基本台帳その他の情報を利用し、全体名簿を作成する。

２　町長は、避難行動要支援者名簿に次に掲げる情報を記載するものとする。

⑴　氏名

⑵　生年月日

⑶　性別

⑷　住所又は居所

⑸　電話番号

⑹　避難支援等を必要とする事由

⑺　上記に掲げるもののほか、避難支援の実施に関し町が必要と認める事項

３　前条各号に規定する登録対象者でない者で、避難行動要支援者名簿への登録を希望するものは、同意等確認書により届出を行い、登録を申し出ることができる。

４　第３項の規定について、心身の状況等により本人による申請が困難と認められる場合は、その家族等の者が代わりにこれを記載し、提出することができる。

（同意者名簿の作成）

第６条　町長は、前条に定める全体名簿に登録がある者のうち、平常時における避難支援等関係者に対する自身の名簿情報の提供に同意したもののみを登載した同意者名簿を作成するものとする。

２　前項に規定する同意は、同意等確認書により行わなければならない。

（実施主体及び事務分担）

第７条　避難行動要支援者名簿に係る事務は、別表に定めるものとする。

（名簿の更新及び回収）

第８条　町長は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、適宜情報の更新を行う。更新前の名簿については回収の上、焼却、溶解又は裁断により適正に処分するものとする。

（名簿情報の利用）

第９条　町長は、避難支援の実施に必要な限度で、第２条に掲げた目的以外の目的のために、内部で名簿を利用することができる。

（災害時における名簿の利用及び提供）

第 10 条　町長は、災害対策本部が設置される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に対し全体名簿を提供することができる。

２　町長は、前項の規定により全体名簿を提供するときは、当該被提供者に長与町避難行動要支援者名簿の受領書兼個人情報の適正な管理に関しての確認書への署名を求めるとともに、提供した名簿を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは名簿を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の、避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

３　町長は、避難等支援関係者による、名簿を活用した避難行動要支援者の安否の確認や避難支援活動が完了したことを確認後、当該名簿を提供した避難等支援関係者に長与町避難行動要支援者名簿の返却届への署名を求めるとともに、当該名簿を回収するものとする。

（平常時における名簿の利用及び提供）

第 11 条　町長は、避難支援等関係者に対し同意者名簿を提供することができる。同意者名簿の提供に関する手続は、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（同意者名簿の保管）

第 12 条　同意者名簿の提供を受けた者は、同意者名簿の保管及び管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　施錠可能な場所等で厳重に保管すること。

⑵　必要以上に複製し、又は複写しないこと。

⑶　毀損、内容更新等により、避難行動要支援者名簿を処分する場合は、町へ返却すること。

（秘密保持）

第 13 条　避難行動要支援者名簿を取り扱う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　避難行動要支援者に関し知り得た情報を他人へ漏らさないこと。

⑵　避難行動要支援者に関し知り得た情報を、目的外に利用し、又は第三者へ提供しないこと。

⑶　避難行動要支援者に関し知り得た情報を同意者名簿又は個別計画以外に記録しないこと。

（補則）

第 14 条　この規程の実施に関し必要な事項は、町長が関係機関と協議して定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第７条関係）

⑴　防災担当部局（地域安全課）

平常時	⑴　避難行動要支援者連絡会議の設置 ⑵　高齢者等避難等の情報伝達体制の整備 ⑶　避難行動要支援者情報等の共有 ⑷　避難行動要支援者の避難支援訓練の実施 ⑸　福祉避難所の運営体制の確保 ⑹　避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備え、避難支援方法等の普及啓発
災害時	⑴　高齢者等避難等の発令・伝達 ⑵　避難所の開設（指示） ⑶　災害対策本部の設置（指示） ⑷　安否情報の集約と避難支援に係る関係機関等との連絡調整 ⑸　福祉避難所の開設（指示）

⑵　福祉担当部局（福祉課、こども政策課及び介護保険課）

平常時	⑴　避難行動支援者連絡会議への参画 ⑵　要配慮者の把握 ⑶　避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の把握と情報提供同意の働きかけ ⑷　避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者情報等の共有 ⑸　個別計画作成についての広報、個別計画の作成支援・作成状況の確認 ⑹　福祉避難所の指定 ⑺　福祉避難所との連絡体制の構築 ⑻　避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備え、避難支援方法等の普及啓発 ⑼　避難行動要支援者の避難支援訓練の実施
災害時	⑴　避難行動要支援者の避難支援の全体調整 ⑵　避難行動要支援者の避難状況・安否確認状況の把握 ⑶　関係機関と連携した避難行動要支援者への支援（各種相談や情報提供、ニーズへの対応等） ⑷　福祉避難所との連絡調整等

⑶　保健衛生担当部局（健康保険課）

平常時	⑴　避難行動支援者連絡会議への参画 ⑵　避難行動要支援者情報等の共有 ⑶　医療機関、保健所等関係機関との連絡調整 ⑷　要配慮者に配慮した医療器具、医薬品等の備蓄の推進
災害時	⑴　救護所の設置・運営 ⑵　避難行動要支援者の避難動向や医療の継続状況等の調査 ⑶　医療機関、保健所等関係機関と連携した対策の実施 ⑷　健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備等

⑷　その他の関係する部局、避難施設の管理者等

平常時	⑴　（必要に応じて）避難行動支援者連絡会議への参画 ⑵　避難施設等の人的・物的資源等の状況確認 ⑶　訓練・研修への協力
災害時	⑴　避難行動要支援者名簿の引き継ぎ ⑵　関係機関と連携した避難行動要支援者への支援（各種相談や情報提供、ニーズへの対応等）等 ⑶　避難所運営上の調整等

４．長与町災害対策本部組織

（１）長与町災害対策本部組織図

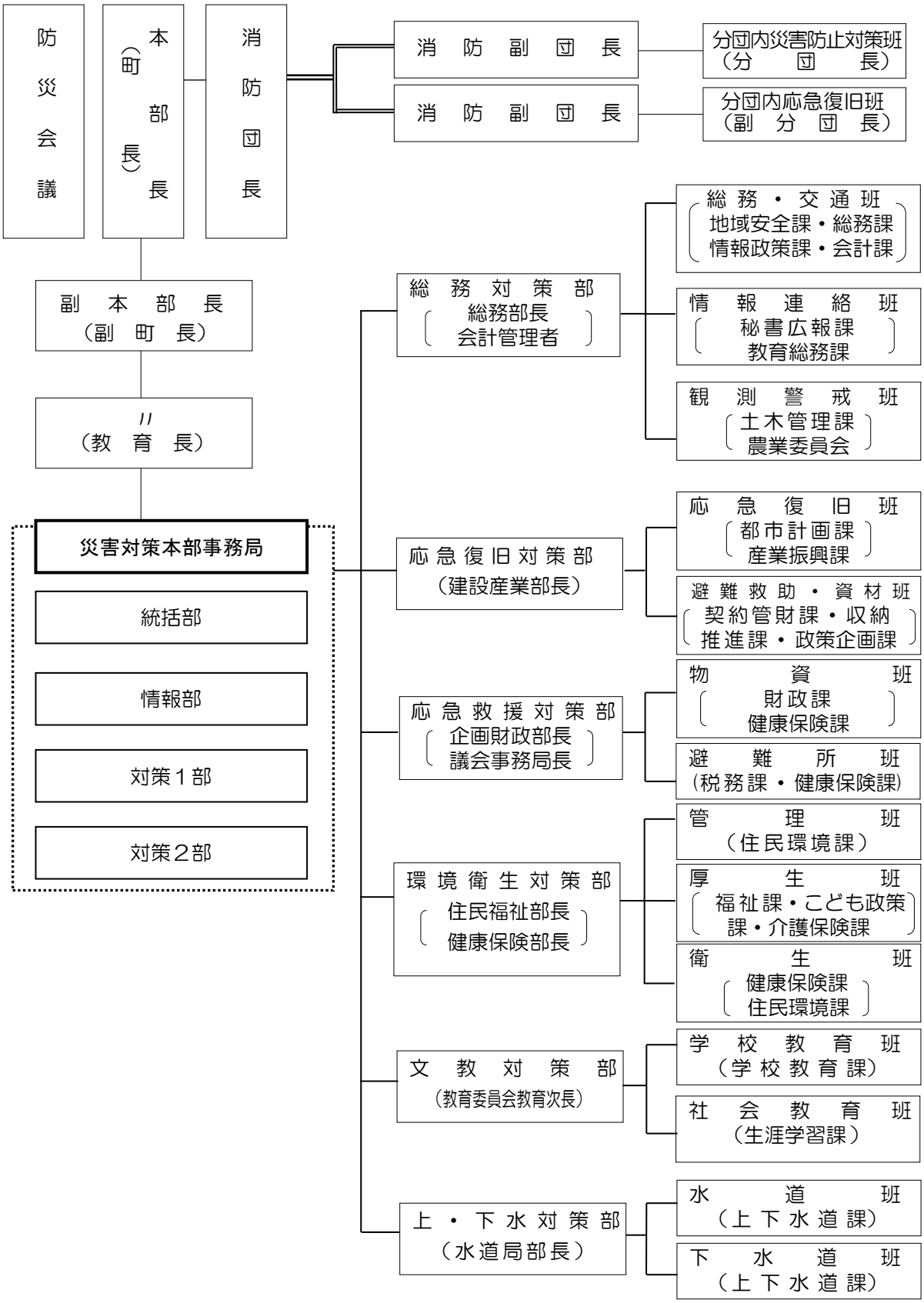

（２）災害対策本部事務局による初動体制

大規模災害発生時及び特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「統括部」「情報部」「対策１部」「対策２部」を設置し、本部長の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部事務局は、大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、特に、災害発生時から３日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入を目的とする。

また、災害発生時から３日程度以降に、本部事務局による初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、（３）災害対策本部事務分掌表に基づく対応に移行するものとする。

組織		主な事務・役割
本部事務局 （事務局長：総務部長） （事務局次長：建設産業部長）		大規模災害発生時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。 （おおむね３日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。）
統括部 （部長： 総務部長） （副部長： 教育委員会 教育次長）	地域安全課、総務課、契約管財課、財政課、会計課、土木管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課	・町災害対策本部の設置・運営 ・危機対応方針決定の補佐 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ・情報部、対策１部、対策２部及び各部・課等への具体的対応の指示及び総合調整 ・職員家族の情報収集 ・消防団と連携した災害対応 ・国、県等との連絡調整 ・町有財産の被害状況調査 ・その他本部長の指示対応
情報部 （部長： 企画財政部長） （副部長： 議会事務局長）	秘書広報課、情報政策課、政策企画課	・災害情報の収集、整理 ・関連施設の被害状況調査 ・活動状況の記録（時系列情報、写真）、各部の進行管理 ・伝送映像の収集、配信 ・通信機器や通信回線の確保 ・広報活動、マスコミ対応 ・その他本部長の指示対応
対策１部 （部長： 建設産業部長） （副部長： 水道局長）	都市計画課、産業振興課、上下水道課、農業委員会	・関係機関との連携・連絡調整 ・関連施設の被害状況調査 ・ライフライン被害状況の調査 ・飲料水、食料、緊急物資の確保 ・その他本部長の指示対応 ・必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、給水対応チーム、食料・物資対応チーム等）

組織		主な事務・役割
対策２部 （部長： 住民福祉部長） （副部長： 健康保険部長）	住民環境課、税務課、収納推進課、福祉課、こども政策課、介護保険課、健康保険課	・関係機関との連携・連絡調整 ・関連施設の被害状況調査 ・避難所の開設・運営 ・福祉避難所の開設・運営 ・救護所の開設 ・医療品等の調達 ・ボランティアの受け入れ対応 ・その他本部長の指示対応 ・必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、避難所開設・運営チーム、ボランティア対応チーム等）

（３）災害対策本部事務分掌表及び配備動員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第１次	第２次	第３次
各部・班共通事項		・所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること ・所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること ・本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること			
総務対策部	総務・交通班 （地域安全課） （総務課） （情報政策課） （会計課）	・本部会議に関すること。 ・職員の動員及び配備に関すること。 ・災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・被害報告に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・他の公共団体への応援要請に関すること。 ・消防団員の動員、配備に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導に関すること。 ・指定避難所及び指定緊急避難場所の決定に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・義援金の受け入れ及び保管に関すること。 ・雇入れ労務者の確保及び配備に関すること。 ・町災害対策本部、町防災会議、県及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他災害対策本部の庶務に関すること。 ・奉仕車両の受付及び配車計画に関すること。 ・車両等の借上に関すること。 ・災害時における交通安全対策に関すること。 ・救援物資等の輸送に関すること。 ・被害地における住民の公安に関すること。	７	１４	全員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第１次	第２次	第３次
総務対策部	情報連絡班 （秘書広報課） （教育総務課）	・本部長の命令伝達に関すること。 ・災害状況、応急対策状況の広報に関すること。 ・自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 ・ボランティアの受け入れ配備に関すること。 ・各部所管の被害状況、応急対策の実施状況等災害情報の収集に関すること。	３	５	全員
	観測警戒班 （土木管理課） （農業委員会）	・河川、都市下水路等の水位の通報、監視、警戒に関すること。 ・住民の避難に関すること。 ・土石流対策に関すること。 ・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・巡視箇所の巡視に関すること。 ・人命救助に関すること。	４	８	全員
応急復旧対策部	応急復旧班 （都市計画課） （産業振興課）	・災害箇所の応急復旧工事に関すること。 ・災害発生が予想される箇所の補強工事に関すること。 ・被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・災害復興住宅に関すること。 ・農林漁業者等への応急融資に関すること。 ・中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。	３	６	全員
	避難救助・資材班 （契約管財課） （収納推進課） （政策企画課）	・応急復旧等に要する資器材の調達確保に関すること。 ・緊急物品の購入に関すること。 ・応急措置費の算定に関すること。	３	９	全員
応急救援対策部	物資班 （財政課） （健康保険課）	・炊き出しその他による食品の給与に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。	３	６	全員
	避難所班 （税 務 課） （健康保険課）	・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及びり災証明の発行に関すること。 ・避難者の健康管理に関すること。 ・応急仮設住宅の入居者選定に関すること。	３	９	全員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第１次	第２次	第３次
環境衛生対策部	管理班 （住民環境課）	・被災者の生活相談及び援護に関すること。 ・義援金品等の配分に関すること。 ・死傷者及び行方不明者等の調査に関すること。 ・一般住宅等の被害調査に関すること。 ・応急医療及び助産に関すること。	２	４	全員
	厚生班 （福 祉 課） （こども政策課） （介護保険課）	・世帯更正、その他災害住宅等の資金の貸付に関すること。 ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金に関すること。 ・在宅の災害時要配慮者対策に関すること。 ・避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 ・社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・保育園児の避難に関すること。 ・保育所の被害調査及び応急対策に関すること。	３	８	全員
	衛生班 （健康保険課） （住民環境課）	・災害地の衛生状態の調査に関すること。 ・救護所の設置及び運営に関すること。 ・災害時の防疫及びごみ等の緊急処理に関すること。 ・し尿の緊急処理及び仮設トイレの確保・設置に関すること。 ・保健所・医療機関との連絡調整に関すること。 ・迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。	３	６	全員
文教対策部	学校教育班 （学校教育課）	・学校教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒の避難に関すること。 ・り災児童生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・児童生徒の保健及び学校給食に関すること。 ・学校の避難所開設の協力に関すること。	２	３	全員
	社会教育班 （生涯学習課）	・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・町立公民館等の避難所開設の協力に関すること。	２	６	全員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第１次	第２次	第３次
上下水対策部	水道班・下水道班 （上下水道課）	・被害状況の収集及び応急対策に関すること。 ・非常用飲料水の給水に関すること。 ・上、下水道施設の応急対策に関すること。	３	７	全員
合計			41	91	全員

５．避難施設

（１）指定避難所一覧表

□・・・指定緊急避難場所との重複あり

	施　設　名	所　在　地	連絡先	指定緊急避難場所との重複	面　積	収容人数	開設段階
1	長与町武道館	嬉里郷639	883-1111	□	984	492	第1段階
2	ふれあいセンター	高田郷2005-3	855-8128	□	654	327	
3	上長与地区公民館	平木場郷41-1	883-7711	□	711	355	
4	多目的研修集会施設	岡郷95-2	887-0392	□	609	304	
5	長与南交流センター	吉無田郷1163-193	883-5120	□	873	436	
6	長与小学校　体育館・校舎	嬉里郷659-2	883-2004	□	2,290	1,145	第2段階
7	高田小学校　体育館・校舎	高田郷2207	856-1709	□	613	306	
8	洗切小学校　体育館・校舎	平木場郷151	883-2025	□	845	422	
9	長与北小学校　体育館・校舎	斉藤郷370	883-2522	□	848	424	
10	長与南小学校　体育館・校舎	高田郷1196-80	883-2959	□	1,012	506	
11	長与中学校　体育館・校舎	丸田郷194	883-2009	□	1,430	715	
12	長与第二中学校　体育館・校舎	吉無田郷322	883-6259	□	1,020	510	
13	高田中学校　体育館・校舎	高田郷1912-1	857-5220	□	1,230	615	
14	長与町民体育館	岡郷614-4	887-2781	□	3,199	1,559	
15	働く婦人の家	丸田郷351-2	883-1583	□	669	334	第3段階
16	老人福祉センター	嬉里郷431-1	883-7760	□	765	382	
17	長与町民文化ホール	吉無田郷73-1	883-8731	□	3,489	1,744	
18	上長与体育館	平木場郷41-1	883-7711	□	832	416	
19	上長与児童館	三根郷52-30	887-2616	□	201	100	
20	海洋スポーツ交流館	斉藤郷841-31	883-1111	□	196	98	
21	つどいの家	岡郷1475	887-0898	□	353	176	
22	潮井崎交流館	岡郷2541-1	883-3312	□	224	112	
23	長崎県立大学シーボルト校　体育館	まなび野1-1-1	813-5500	□	1,247	623	
24	長崎高等技術専門校　体育館	高田郷547-21	887-5671	□	863	431	
25	長崎北陽台高等学校　体育館	高田郷3672	883-6844	□	1,184	592	
26	クリーンパーク長与	斉藤郷1073	865-6477	□	333	166	
						13,290	

（２）福祉避難所一覧表

施　設　名	所　在　地	連　絡　先
社会福祉法人のぞみ会　のぞみの杜	吉無田郷1578	887-3333
社会福祉法人ながよ光彩会　特別養護老人ホームかがやき	本川内郷2-3	894-5555

（３）指定緊急避難場所一覧表

○･･･適 、●･･･不適 、□･･･指定避難所との重複あり

	施設・場所名	所在地	現象種別						指定避難所との重複	面積	収容人数
			地震	土砂災害	高潮	洪水	津波	大火事			
1	馬頭観音	本川内郷1816-2	○	●	○	○	○	○		576	288
2	大越公園	本川内郷1103-2	○	●	○	○	○	○		1,212	606
3	洗切小学校　体育館・校舎	平木場郷151	○	○	○	○	○	○	□	5,303	2,651
4	洗切小学校　グラウンド	平木場郷151	○	●	○	○	○	○		12,300	6,150
5	上長与体育館	平木場郷41-1	●	○	○	●	○	○	□	832	416
6	上長与地区公民館	平木場郷41-1	●	○	○	○	○	○	□	711	355
7	上長与児童館	三根郷52-30	○	○	○	○	○	○	□	201	100
8	ニュータウン中央公園	三根郷53-99	○	○	○	○	○	○		3,795	1,897
9	ニュータウン北公園	三根郷51-12	○	●	○	○	○	○		2,496	1,248
10	長与第二中学校　体育館・校舎	吉無田郷322	○	●	○	○	○	○	□	6,141	3,070
11	長与第二中学校　グラウンド	吉無田郷322	○	●	○	○	○	○		12,557	6,278
12	長与南交流センター	吉無田郷1163-193	○	●	○	○	○	○	□	873	436
13	長与町民文化ホール	吉無田郷73-1	○	○	○	○	○	○	□	3,489	1,744
14	青葉台北公園	吉無田郷579-74	○	●	○	○	○	○		1,196	598
15	青葉台児童公園	吉無田郷579-18	○	●	○	○	○	○		3,128	1,564
16	丘の上公園	吉無田郷875-5	○	○	○	○	○	○		5,317	2,658
17	なごみ公園	吉無田郷879-144	○	○	○	○	○	○		5,880	2,940
18	長崎県立大学シーボルト校　体育館	まなび野1-1-1	○	○	○	○	○	○	□	1,247	623
19	長崎県立大学シーボルト校　グラウンド	まなび野1-1-1	○	○	○	○	○	○		14,800	7,400
20	高田小学校　体育館・校舎	高田郷2207	○	●	○	○	○	○	□	4,371	2,185
21	高田小学校　グラウンド	高田郷2207	○	●	○	○	○	○		7,526	3,763
22	高田中学校　体育館・校舎	高田郷1912-1	○	○	○	○	○	○	□	5,883	2,941
23	高田中学校　グラウンド	高田郷1912-1	○	○	○	○	○	○		12,874	6,437
24	長与南小学校　体育館・校舎	高田郷1196-80	○	○	○	○	○	○	□	8,032	4,016
25	長与南小学校　グラウンド	高田郷1196-80	○	○	○	○	○	○		11,751	5,875
26	ふれあいセンター	高田郷2005-3	●	○	○	○	○	○	□	654	327
27	長崎高等技術専門校　体育館	高田郷547-21	○	○	○	○	○	○	□	863	431
28	長崎高等技術専門校　グラウンド	高田郷547-21	○	○	○	○	○	○		6,900	3,450
29	長崎北陽台高等学校　体育館	高田郷3672	○	○	○	○	○	○	□	1,184	592
30	長崎北陽台高等学校　グラウンド	高田郷3672	○	○	○	○	○	○		25,814	12,907
31	百合野児童公園	高田郷2358-1	○	○	○	○	○	○		983	491
32	丸尾第3公園	高田郷2411-7	○	○	○	○	○	○		995	497
33	東高田公住下公園	高田郷1632-2	○	●	○	○	○	○		1,320	660
34	天満宮公園	高田郷1264-1	○	●	○	○	○	○		23,993	11,996
35	丸尾公園	高田郷2498-21	○	○	○	○	○	○		975	487
36	長与中学校　体育館・校舎	丸田郷194	○	●	○	○	○	○	□	7,991	3,995
37	長与中学校　グラウンド	丸田郷194	○	●	○	○	○	○		13,276	6,638
38	働く婦人の家	丸田郷351-2	○	●	○	●	○	○	□	669	334
39	長与小学校　体育館・校舎	嬉里郷659-2	○	○	○	●	○	○	□	9,148	4,574
40	長与小学校　グラウンド	嬉里郷659-2	○	○	○	●	○	○		9,779	4,889
41	長与町武道館	嬉里郷639	○	○	○	○	○	○	□	984	492
42	老人福祉センター	嬉里郷431-1	●	○	○	●	○	○	□	765	382
43	西田児童公園	嬉里郷371-1	○	○	○	●	○	○		3,265	1,632
44	二丁間公園	嬉里郷130-16	○	○	○	●	○	○		2,748	1,374
45	八反田公園	嬉里郷3100-1	○	○	○	●	○	○		3,072	1,536
46	嬉里中央公園	嬉里郷3100-2	○	○	○	●	○	○		2,067	1,033
47	氷取東公園	嬉里郷3100-3	○	○	○	●	○	○		1,754	877
48	氷取西公園	嬉里郷3100-4	○	○	○	●	○	○		2,794	1,397
49	長与北小学校　体育館・校舎	斉藤郷370	○	○	○	●	○	○	□	5,214	2,607
50	長与北小学校　グラウンド	斉藤郷370	○	○	○	●	○	○		11,923	5,961
51	海洋スポーツ交流館	斉藤郷841-31	○	○	●	○	●	○	□	196	98
52	クリーンパーク長与	斉藤郷1073	○	○	○	○	○	○	□	333	166
53	長与町民体育館	岡郷614-4	○	●	○	○	○	○	□	3,199	1,559
54	多目的研修集会施設	岡郷95-2	○	○	○	○	○	○	□	609	304
55	つどいの家	岡郷1475	○	●	●	○	●	○	□	353	176
56	潮井崎交流館	岡郷2541-1	○	●	●	○	●	○	□	224	112
57	長与総合公園（運動広場）	岡郷658-13	○	○	●	○	●	○		32,025	16,012
58	ふれあい広場（多目的広場）	岡郷1474-8	○	○	●	○	●	○		17,817	8,908
59	潮井崎公園	岡郷2541-1	○	●	●	○	●	○		4,330	2,165
											165,298

長与町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

平成３０年　３月　策定
平成３１年　２月　改訂
令和　２年　１月　改訂
令和　３年　２月　改訂
令和　４年　２月　改訂
令和　５年　２月　改訂
編集発行　長与町

〒８５１－２１８５　長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷６５９番地１